


## 私が見た北秋田

Kitaakita from My Eyes NO.62



**ショー  
ヨリガン**


### 露熊プロジェクト

今回のテーマは「露熊プロジェクト」です。紅葉がちょうど始まったころに、阿仁荒瀬地区の「露熊プロジェクト」に参加してきました。去年から毎月（冬期間を除く）道路整備や草刈りなどを行い、露熊山峡を復活させる活動ですが、「大鍋っこ会」という行事に参加する機会があり初めて行ってきました。ごちそうになるときだけ参加するのは、少し後ろめたい気持ちでしたが…。

自分のふるさととは、露熊みたいに森が深いアメリカの地方ですが、山奥に集落があるわけではありません。昔の人々がどう暮らしたかを考えるのが好きな私ですが、銅山が盛んな時代で、当然、車があったわけでは

なく、露熊集落に暮らしていた人たちの日常生活をまったく想像できません。現在、市教育委員会に勤めている私は、昔あったという荒瀬小学校露熊分校の様子も気になります（※タブレットやインターネットもないのに…。）

来年、雪が解けてから活動に参加してみたい方は、ぜひ「露熊プロジェクト」を検索してみてください。新緑でも紅葉でも、自然が楽しめます！



北秋田市  
地域おこし  
協力隊

きたあきたの  
**魅力発掘**  
vol.45



齋藤 美奈子 隊員

**念願の比立内へ引越します！**

お久しぶりです！北秋田市地域おこし協力隊の齋藤です。

北秋田市に移住して1年半の月日が経ちました。私が秋田県（地方）に移住を決めた一番の理由は「山の中で暮らしたい」という想いからでした。しかし、実を言うと移住するまで秋田県に来県したことがなく、北秋田市がどこにあるのかさえわからないまま協力隊に応募したのが正直な話です（笑）。つまり「雪深い」「レベルをきちんと理解しないまま移住し、初めての冬を鷹巣で経験しました。冬の間、毎朝家の玄関を開けるのが恐怖（笑）で、一日中一歩も外に出ず、家にもこもった翌日の外の景色は「このまま家ごと埋まるのではないか」という恐怖心さえ抱きました。しかし、大変ありがたいことに、近所の方に頻りに除雪を助けていただき、無事に今年の春を迎えることができました。

そして、協力隊としての任期が残り1年半となった今、定住に向けた活動を行っていくうえで、市内でも特に少子高齢化が加速している地区に身を置いて、自分ができることを追求したいと考えました。「鷹巣と阿仁の雪のレベルは違っぞー」と何度も念を押されましたが、雪に身をうづめる覚悟はできました。

私の阿仁地区での新生活は、YouTube「こむぎ子チャンネル」で配信していきますので、皆さまにどうか私の安否を画面越しに見守りいただけると幸いです。



▲軽トラ女子  
～軽トラが一番似合う女子は私だ！



YouTube「こむぎ子チャンネル」▶

## 市長ダイアリー

◇10月16日～11月15日

- 16日(土)▽秋田北鷹高等学校創立10周年記念式典(同校)
- 17日(日)▽全市一斉「秋のクリーンアップ」
- 18日(月)▽片山幸子さん「御殿まり」の贈呈(本庁舎)
- 19日(火)▽鷹巣・北秋田建設技能組合要望書提出(本庁舎)
- 21日(木)▽自衛隊秋田地方本部防衛白書の説明(本庁舎)
- 22日(金)▽大館市市制施行70周年記念式典(ほくしか鹿鳴ホール)
- 23日(土)▽北秋田市芸術文化功労賞・奨励賞授与式(コムコム)
- 26日(火)▽大森光信議員葬儀(浄蓮寺)
- 27日(水)▽鷹巣ライオンズクラブ物資贈呈(本庁舎)▽綴子地区自治会長連絡協議会(綴子基幹センター)
- 28日(木)▽第2回北秋田市総合教育会議(コムコム)
- 29日(金)▽北秋田市花だんコンクール表彰式(コムコム)▽定例記者会見(本庁舎)▽定例部長会議・新型コロナウイルス感染症対策本部会議(本庁舎)
- 31日(日)▽森吉中学校創立50周年記念式典(同校)
- 2日(火)▽交通安全検討会(本庁舎)▽林野庁面会(本庁舎)▽合川地区自治会長協議会(合川総合窓口センター)
- 4日(木)▽特別報酬等審議会委嘱状交付式(本庁舎)
- 5日(金)▽北秋田市農政意見交換会(本庁舎)
- 6日(土)▽縄文都市連絡協議会総会 縄文シティサミット(青森市民ホール)
- 10日(水)▽景観審議会委嘱状交付式(本庁舎)
- 12日(金)▽佐藤美さん地方自治功労叙勲伝達式(本庁舎)
- 15日(月)▽秋田県市長会表彰伝達式(市職員勤続30年)▽大館能代空港ターミナルビル(株)第111回取締役会(同社)▽厚生労働大臣表彰・知事表彰受章報告会(食生活改善推進委員)(本庁舎)▽新規採用職員意見交換会(第一庁舎)

## 男女共同参画 第3回 『〇〇ハラスメント』って聞いたことありますか？

12月は職場のハラスメント撲滅月間です。

「ハラスメント」とは、故意の有無に関係なく、相手方に不快な思いや苦痛を感じさせる行為で、嫌がらせやいじめも含まれます。

代表的なハラスメントとしては、セクハラ(セクシャルハラスメント)やパワハラ(パワーハラスメント)があげられますが、その他にも様々なハラスメントがあり、その種類は30種類以上あると言われています。


いくつか取り上げてみましょう。

- ①モラハラ(モラルハラスメント) 相手の意見にことごとく反論する、無視をする、自信を失わせる発言をするなど、身体的な苦痛ではなく精神的な苦痛を与える嫌がらせ行為。
- ②アルハラ(アルコールハラスメント) 場を盛り上げるための飲酒の強要や酔ったうえで暴言や暴力などの迷惑行為を行うなど、アルコールに関する嫌がらせ行為。
- ③ジェンハラ(ジェンダーハラスメント) 「男なんだから」「女のくせに」など

言っことや、採用の条件に男女によって違いをつけるなど、社会的・文化的な男女の性別に基いた嫌がらせや差別行為。

- ④マタハラ(マタニティハラスメント) 妊娠・出産・子育てなどを理由に、解雇、降格、減給などの不利益な取扱いや嫌がらせなどの行為。男性の育児休暇取得を否定するなどの男性向けの行為はパタハラ(パタニティハラスメント)と言います。

悪意がなくても、受け取った側が傷ついたり、不快に感じればハラスメントになります。知らない間に加害者になってしまうことのないように、相手の気持ちを考え、思いやりの心を大切に過ごしましょう。また、被害を受けた場合は一人で悩まずに、厚生労働省のハラスメント悩み相談室(☎0120-714-864)またはメール相談)や各企業の相談窓口、もしくは信頼できる人に相談しましょう。



▲ハラスメント  
悩み相談室